

【参考】

(例)

公 示

道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第61条の2の規定により、以下の各号に掲げる自動車であって、当該自動車検査証の有効期間が満了する日が、平成23年3月11日から平成23年6月10日までのものは、平成23年6月11日をもって満了するものとする。

- 一 ○○に使用の本拠の位置を有する自動車
- 二 当支局管内に使用の本拠を有する自動車のうち、東日本大震災の被災地（岩手県、宮城県及び福島県）において、救助、災害復旧、物資輸送等の活動を行うものであって、災害救助法（昭和22年法律第118号）の適用を受けた地方公共団体の災害対策本部等公的機関が発行する救助、災害復旧、物資輸送等に使用されている自動車であることを証する書面を有するもの

平成23年5月10日（予定）

○○運輸局 ○○運輸支局長